

令和5年8月25日

「大津市障害者計画」「大津市障害福祉計画」「大津市障害児福祉計画」に向けた課題整理と提言

大津市障害者自立支援協議会 行動障害部会

行動障害の方はその障害特性からくる認知・行動などの面から様々な生きづらさを抱えておられ、一緒に暮らすご家族も大変なしんどさを感じながらギリギリのところまで支えておられるケースも多くあります。このような方たちにとって生活介護や学校などの昼間の時間の支えだけではなく、行動援護、短期入所、日中一時支援、放課後等デイサービスといった夕方や休日などの支援も生活に欠かせないものとなっています。

しかしながら、行動障害の方の対応ができる事業所は限られており、量的に支援が不足している現状があります。特に強度の行動障害の状態にある方への支援は、より多くの支援を必要としていながら、支援ができる事業所と支援量の不足がより顕著となっています。

これらの課題に対して、1. アセスメント・フォローアップ等の仕組みづくりと充実、2. 行動障害の方の特性に基づいた支援が行える支援者の育成、3. 在宅、特に夕方や夜間、休日に支援ができる事業所と支援体制の整備、の検討が必要です。

1. アセスメント・フォローアップ等の仕組みづくりと充実

行動障害の方、特に強度の行動障害の方は、その特性や行動などの面から事業所での受け入れが困難と断られるケースが多くあります。そのために、支援の要望が上がった段階で特性に基づいたアセスメントを行うとともに、受け入れ先となりそうな各事業所にプレゼンテーションを行えるような仕組み作りが必要です。

また、在宅で生活されておられる方は、ご本人もご家族も日々悩みながら生活をされています。既に行動障害の方の支援を行っている事業所でも、その方の支援に悩んでいる事業所もあります。これらのケースで行動障害の方に対して不適切なアプローチを行う事で、行動障害が強度化することが多く、実際に支援の要望としてあがってくるのは強度化してから困り果ててというパターンが多いことが現実です。事業所の場合は退所に至るケースがあります。このようなケースを生み出さないためには、強度化する前に早期にアセスメントを行い、ご家族や事業所へ支援方法の指導・助言を行っていく仕組みを整えていく必要があります。

このようなことから、行動障害の方のアセスメント及びご家族・事業所へのフォローアップ等ができる心理・発達・専門相談の維持・機能強化・拡充が必要です。

- ① 行動障害の方のアセスメント及びご家族・事業所へのフォローアップ等ができる心理・発達・専門相談の維持・機能強化・拡充をして下さい。そのために必要な予算配分の検討をお願いします。

2. 行動障害の方の特性に基づいて支援を行える支援者の育成

(1) 支援者の育成

行動障害の方の特性を理解し、特性に配慮した支援を行える支援者が不足しています。生活介護や共同生活援助などは強度障害者支援者養成研修の修了者も増えてきましたが、まだまだ個人の支援者の力量に頼っている部分も多くあります。行動援護での研修修了者も増えてきましたが、ニーズに対して人員がまだまだ不足しています。昨今の人員不足は多くの事業所に共通する課題であり、配置要件を満たすことや安全に支援を提供するための体制の確保することで手一杯となってきました。このような状況の中では、行動障害の方の特性理解や支援の知識・技術向上や人員の確保の必要性を感じながらも、研修等に職員を派遣することが難しくなってきました。

(2) 虐待防止

被虐待者の多くが知的障害の方で、虐待の発生要因として教育・知識・介護技術等に関する問題や職員のストレスや感情コントロールの問題の割合が高くなっています。行動障害の方は、自傷、他害などの危険を伴う行動を示す可能性や、多動、行動の停止、睡眠障害などにより、生活・暮らしが立ち行かなくなる可能性があります。このような事態に至らないように、行動障害の方への支援は特性を理解し適切な支援を行うことが大切となってきますが、理解不足から不適切な支援を行い、行動障害が強度化されるといったことがあります。そのことによりご家族や支援者等の周囲の者のストレスが高くなっていく傾向にあります。このような背景から、行動障害の方に対する虐待のリスクは高く、適切な支援を行えるように知識・技術を学んでいくことが虐待防止には欠かせません。

これらのことから、行動障害の方の支援を行える支援者を増やし支援の間口を広げる、支援者の専門性向上、各事業所の支援体制強化、虐待の止等のために、行動障害の方の特性の理解や支援方法について研修等の強化が必要です。

- ① 行動障害の支援に従事する支援者のフォローアップのための研修の開催や研修参加の意義づけを行って下さい

- ② 研修参加に要する人員確保のための補助等の検討をお願いします

3. 在宅、特に夕方や夜間、休日に支援ができる事業所と支援体制の整備

(1) 短期入所

短期入所は枠・人材ともに不足しており、強度の行動障害の方ほど支援体制を組むことや環境設定を行うことが難しく、利用のニーズは高いにも関わらず月に一泊などの限定的な利用に留まっています。そのため、予防的・積極的な取り組みとしての利用も難しい状況です。

(2) 放課後等デイサービス

放課後等デイサービスの事業所は増えましたが、行動障害の方を受け入れられるところが限られています。

(3) 日中一時支援事業

成人期においては、特に北部地域に日中一時支援事業所が少ない状況であり、現在の単価では行動障害の方を支援するための人員確保や環境設定の面で困難な状況です。

(4) 行動援護

行動援護では対応のできる事業所が少なく、市街の事業所を利用している方も多くおられます。そもそものところで、短期入所や放課後等デイサービス、日中一時支援などの行動障害の方が過ごすことができる事業所が少ないため、行動援護を使わざるを得ない現状があります。

このように支援の枠組みの中でも在宅のところの事業所不足や人員面の不足等から、支援のニーズは高いながらも必要最低限の支援量も確保しにくい現状があるため、何らかの施策が必要です。

- ① 行動障害の方の支援が可能な事業所を増やして下さい
- ② 人員確保や環境設定ができるように補助等の検討をして下さい